

第 1 部

総 説

第1章 平成29事務年度（平成29.7.1～平成30.6.30）の主要事項

1 税務行政の将来像

(1) 概要

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、国税庁が今後とも納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくためには、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要であるとの問題意識の下、「税務行政の将来像」を取りまとめ、平成29年6月23日に公表した。

「税務行政の将来像」では、ICTやマイナンバーなどの積極的な活用を通じて、「納税者の利便性の向上」と、「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とした、税務行政のスマート化を目指すこととしている。

なお、この将来像は、情報システムの高度化と外部機関の協力を前提としたもので、おおむね10年後のイメージを示したものである。

(2) 納税者の利便性の向上

第1の柱である「納税者の利便性の向上」については、カスタマイズ型の情報の発信、税務相談の自動化、申告・納付のデジタル化の推進に取り組むことで、申告から納付までの税務手続を抜本的にデジタル化し、税務署に出向くことなく、スムーズかつスピーディに手続が完了する環境の構築を目指すこととしている。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

第2の柱である「課税・徴収の効率化・高度化」については、申告内容の自動チェック、軽微な誤りのオフサイト処理、

調査・徴収でのAI活用に取り組むことにより、課税・徴収の効率化・高度化を進め、創出したマンパワーも活用しつつ、国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応といった重点課題に的確に取り組み、適正・公平な課税・徴収の実現を図っていくこととしている。

(4) 最近の取組状況の公表

平成30年6月20日には、「税務行政の将来像」公表から約1年が経過したことを踏まえ、これまでの間に具体的に実現した取組の紹介に加え、施策のイメージが具体化したものを、『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況」として公表した。

この「最近の取組状況」では、スマートフォン等による電子申告など、申告・納付手続のデジタル化・ペーパーレス化に向けた取組のほか、マイナンバーや法人番号をキーにした各種資料情報データの有効活用といった、調査・徴収事務でのICT・AIの活用に向けた取組を紹介している。

さらに、「納税者の利便性向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けて、国税情報システムの高度化を目指すこととし、そのイメージも掲載している。

2 国際課税への取組

(1) 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針及び具体的な取組状況の公表

いわゆる「パナマ文書」の公開やBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、富裕層や企業による国際的租税回避行為に対して国民の関心が大きく高まっている状況にあることを踏まえ、国税庁としては、このような国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税・徴収を実現していくことが国民からの信頼の

確保につながるものと考え、平成28年10月に「国際戦略トータルプラン」を公表した。

また、平成29年12月には、公表から約1年が経過したことを踏まえ、国際課税に係る体制整備の状況や取組方針に沿った代表的な調査事例を紹介したものを、『国際戦略トータルプラン』に基づく取組方針（平成29年12月版）及び『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）として公表した。

(2) 情報交換の効果的・効率的な実施に向けた取組

イ 共通報告基準（CRS）による金融口座情報の自動的交換への対応

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDは、平成26年に、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を策定・公表し、G20がこれを承認した。この基準に基づき、各国の税務当局は、①自国の金融機関から非居住者が保有する金融口座の残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報の報告を受け、②租税条約等に基づき、その非居住者の居住地の税務当局にその情報を提供することとされている。

我が国も、平成27年度税制改正により、国内に所在する金融機関から非居住者の金融口座に関する情報を報告させる制度を導入した。同制度は平成29年1月1日から施行されており、平成30年以降、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに情報交換がなされることから、国税庁は、

この自動的情報交換の円滑な実施に向け、OECDにおける作業を含む各国の税務当局との連携、システム開発、制度の広報・周知等に取り組んだ。

ロ 国別報告事項の自動的情報交換への対応

OECDによるBEPSプロジェクトの最終報告書（平成27年10月公表）では、各国は一定規模の多国籍企業グループに対し、その最終親会社の居住地国の税務当局に国ごとの収入金額、利益の額、税額等を記載した「国別報告書」を提供することを義務付け、また、その税務当局は、その国別報告書を租税条約等に基づく自動的情報交換により、多国籍企業グループの子会社等の居住地国の税務当局に提供する旨の勧告がなされた。

我が国では、平成28年度税制改正により、日本に最終親会社を有する多国籍企業グループ（直前の最終親会計年度の総収入金額が1,000億円以上のものに限る。）に対し、最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に国別報告事項の提供を義務付ける制度が導入され、平成28年4月1日から施行されている。また、税務当局間の情報交換は最終親会社の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に実施することが求められていることから、国税庁は、この自動的情報交換の円滑な実施に向け、各国の税務当局との連携、システム開発、また、制度の広報・周知に取り組んだ。

3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の取組

平成29年6月に財務省が公表した『行政手続コスト』削減のための基本計画に掲げた施策を着実に実施・検討することにより、

e-Tax の利便性を大幅に改善することとしており、特に次の2点について重点的に対応を行った。

(1) 大法人の電子申告義務化への対応

平成30年3月に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により法人税法等の改正が行われ、平成32年4月1日以後開始する事業年度等において、資本金の額等が1億円を超えるなど、一定の法人が行う法人税等の申告について、その添付書類を含め電子的に提出することが義務付けられた（大法人の電子申告義務化）。これに伴い次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

e-Tax ホームページに「大法人の電子申告義務化」について特設ページを開設し、制度の概要をはじめ、利便性向上施策の一覧やFAQを掲載したほか、電子申告義務化の対象となる法人向けの制度周知用リーフレットを作成し、周知・広報に努めた。

ロ e-Tax 勸奨等

電子申告義務化の対象となる法人が、制度改正や申告データを円滑に電子提出するための環境整備の内容を理解し、適正な電子申告が行えるよう、国税庁、国税局、税務署が連携・協調し、計画的かつ着実に e-Tax 勸奨等を実施することとした。

(2) 個人納税者の e-Tax 利用の簡便化への対応

イ e-Tax利用の簡便化の概要

個人納税者がe-Taxをより簡便に利用できるよう、次の二つの方式を平成31年1月から導入することとした。

(イ) マイナンバーカードとICカードリーダーライタの取得者がe-Tax申告等を行

う場合に、事前の届出や税務署長によるID・パスワードの通知及び当該ID・パスワードの入力等を不要とする方式（マイナンバーカード方式）。

(ロ) マイナンバーカード及びICカードリーダーライタの未取得者を念頭に、これらが普及するまでの暫定的な対応として、税務署職員との対面等による厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワードによるe-Tax申告等を確定申告書等作成コーナー利用者限定で可能とする方式（ID・パスワード方式）。

(注) 国税庁では、「マイナンバーカード方式」を推奨しているところである。

ロ e-Tax利用の簡便化への取組

(イ) 周知・広報の実施

国税庁のホームページにe-Tax利用の簡便化の概要コーナーを設置するほか、動画（Web-TAX-TV）を掲載した。また、来署した納税者等への交付や税務署の窓口への備置きのためのリーフレットを作成するとともに、各種説明会や関係民間団体、地方公共団体と協力した周知・広報を行った。

(ロ) ID・パスワードの払出し

平成30年1月からは、申告書の作成のために来署した納税者等に対して、e-Tax利用の簡便化についての的確に周知し、ID・パスワード方式の利用希望を申し出た者に対しては、税務署職員による厳格な本人確認を行った上で、「ID・パスワード方式」用のID・パスワードの払出しを実施している。

4 消費税軽減税率制度の実施に向けた対応

(1) 制度の概要

平成31年10月から消費税及び地方消費税

の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施される。軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）であり、制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となる。

(2) 取組

軽減税率制度の円滑な実施に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

軽減税率制度は、消費者や幅広い事業者に関係するものであり、特に、事業者においては、複数税率に対応した商品管理やレジの導入、区分経理などの準備を行っていただく必要がある。このような観点から、①軽減税率制度の適用対象品目や請求書の書き方等について、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aの改訂、②関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した説明会等の開催やパンフレットの配付を行うなど、制度内容の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

全国の税務署に設置している専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）において制度に関する質問・照会等に対応するほか、「消費税軽減税率電話相談センター」（軽減コールセンター）を設置するなど、相談体制を整備した。

5 国際観光旅客税導入への対応

(1) 制度の概要

観光先進国実現に向け、より高次元な観光施策の充実に必要な財源の確保を図るため、「国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）」が平成30年4月に成立、公布され

た。本法は、平成31年1月7日に施行され、原則として、同日以降の日本からの出国を対象に、出国1回につき1,000円が課税されることとなる。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する旅客であり、原則として、国際旅客運送事業を営む者による特別徴収方式により徴収・納付されるが、プライベートジェット等による出国の場合は、旅客による納付となる。

(2) 取組

本法の円滑な施行に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

納税義務者となる旅客及び特別徴収義務者となる事業者が制度の仕組みや手続について正しく理解できるよう、法律の公布日（平成30年4月18日）以後、国税庁ホームページに国際観光旅客税に関する法令解釈通達、Q&A及びリーフレットを掲載し、事業者団体等に周知・広報を行ったほか、関係省庁と協力した事業者向け説明会を実施した。

ロ 相談体制の整備

国際観光旅客税法についての問合せや相談に適切に対応するため、国税局（消費税課）と税務署（法人課税部門、管理運営部門）及び電話相談センター（税務相談室）との連携を強化し、相談体制を整備した。

6 酒類業の発展のための取組

「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針」（平成29年3月改訂）や「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）などを踏まえ、日本産酒類の輸出促進について、関係府省等と連携して国内外における情報発信や国際交渉等を通じた輸出環境整備等に取

り組んだ。

このような中、新たな制度として、平成29年度税制改正において、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から輸出酒類販売場制度が創設され、輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除することとされた。

平成 29 年 10 月からの同制度の実施に当たっては、酒類製造者に対し説明会を開催するなど、積極的に周知・広報を実施した。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の平成29年度の経済動向については「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成30年1月22日閣議決定）」において、「アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、『生産性革命』と『人づくり革命』を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成29年12月8日に『新しい経済政策パッケージ』を閣議決定した。あわせて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年12月22日に平成29年度補正予算を閣議決定した。雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが見込まれる。」とされている。

なお、平成29年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

平成29年度の実質国内総生産は、実額で531.7兆円（平成28年度522.0兆円）、成長率は1.9%増（平成28年度0.9%増）となった。

名目国内総生産は、実額で547.4兆円（平成28年度536.8兆円）、成長率は2.0%増（平成28年度0.7%増）となった。

2 個人消費

平成29年度の実質民間最終消費支出は、実額で298.9兆円（平成28年度295.8兆円）、

前年度比1.0%増（平成28年度同横ばい）となった。

3 住宅投資

平成29年度の新築住宅着工件数は94.6万戸（平成28年度97.4万戸）で前年度比2.8%減（平成28年度同5.8%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で16.0兆円（平成28年度16.2兆円）、前年度比0.7%減（平成28年度同6.3%増）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成29年度の実質民間企業設備投資は、実額で84.4兆円（平成28年度80.7兆円）、前年度比4.6%増（平成28年度同0.5%減）となった。

鉱工業生産指数（平成27年＝100）は103.5（平成28年度100.6）となり、前年度比2.9%増（平成28年度同0.8%増）となった。

5 国際収支

平成29年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で78.3兆円（平成28年度70.0兆円）、前年度比11.8%増（平成28年度同7.4%減）となり、輸入は実額で75.4兆円（平成28年度66.0兆円）、前年度比14.1%増（平成28年度同15.8%減）となった。

この結果、平成29年度の貿易収支（国際収支ベース）は4.6兆円の黒字（平成28年度5.8兆円の黒字）、経常収支は21.7兆円の黒字（平成28年度21.0兆円の黒字）となった。

6 労働力需要

平成29年度の有効求人倍率は1.54倍（平成28年度1.39倍）と0.15ポイント上昇し、完全失業率は2.7%（平成28年度3.0%）と0.3ポイント低下した。

7 物価動向

平成29年度の国内企業物価指数（平成27

年=100) は 99.3 (平成 28 年度 96.7) となり、前年度比 2.7%増 (平成 28 年度同 2.4%減) となった。

消費者物価指数 (除く生鮮食品) (平成27年=100) は100.2 (平成28年度99.7) となり、前年度比0.5%増 (平成28年度同0.3%減) となった。

第2節 租税収入状況

1 平成29年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成29年度一般会計「租税及び印紙収入」(以下「一般会計分税収」という。)の決算額は、58兆7,875億円であり、予算額(補正後予算額。以下同じ。)57兆7,120億円に対して1兆755億円(1.9%)の増収となり、前年度の決算額55兆4,686億円に対して3兆3,189億円(6.0%)の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合(決算額ベース)は32.1%と前年度の31.7%を上回り、法人税の一般会計分税収に占める割合も20.4%と前年度の18.6%を上回った。

2 主要税目別収入状況(平成29年度一般会計分)

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、15兆6,271億円であり、予算額に対して7,531億円(5.1%)の増収、前年度決算額に対して1兆1,411億円(7.9%)の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆2,544億円であり、予算額に対して1,804億円(5.9%)の増収、前年度決算額に対して1,293億円

(4.1%)の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は11兆9,953億円であり、予算額に対して3,957億円(3.2%)の減収、前年度決算額に対して1兆6,654億円(16.1%)の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、2兆2,920億円であり、予算額に対して1,770億円(8.4%)の増収、前年度決算額に対して1,606億円(7.5%)の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、17兆5,139億円であり、予算額に対して3,759億円(2.2%)の増収、前年度決算額に対して2,857億円(1.7%)の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,041億円であり、予算額に対して69億円(0.5%)の減収、前年度決算額に対して154億円(1.2%)の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆3,962億円であり、予算額に対して22億円(0.1%)の増収、前年度決算額に対して380億円(1.6%)の減収となった。

3 平成29年度国税収入直接税割合

直接税(源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税)の特別会計分を含む税収総計に占める割合(決算額ベース)は57.8%と前年度の55.7%を上回った。

